

**「福島イノベーション・コースト構想企業立地コーディネート事業業務委託」
公募型（事業企画型）プロポーザル実施要領**

1 委託の目的

避難地域12市町村を含む浜通り地域等15市町村（以下15市町村）（※1）において、整備が進む産業団地等（※2）への企業立地を促進するため、各種広報活動を行うとともに、進出に関心のある企業経営者等を対象として、復興の状況などの実情を正しく理解していただき、優れた立地環境や優遇制度のPRを行うための現地見学ツアーを開催する。

（※1）15市町村	（※2）産業団地等
いわき市	いわき四倉中核工業団地
相馬市	相馬中核工業団地（東地区・西地区）
田村市	田村市産業団地
南相馬市	南相馬市復興工業団地、下太田工業団地、小高復興工業団地（フロンティアパーク）、飯崎産業団地
川俣町	川俣西部工業団地
広野町	広野駅東側産業団地、東町産業団地
檜葉町	竜田駅東側事業用地、檜葉北産業団地
富岡町	富岡産業団地
川内村	田ノ入工業団地
大熊町	大熊西工業団地、大熊中央産業拠点
双葉町	中野地区復興産業拠点
浪江町	浪江町南産業団地、浪江町棚塩産業団地、浪江町藤橋産業団地
葛尾村	葛尾村東部産業団地
新地町	駒ヶ嶺工業用地
飯舘村	飯舘村事業用地

（ 参考 ●福島イノベ機構HP：<https://www.fipo.or.jp/industrialestate>
●福島県企業立地ガイド：<http://www4.pref.fukushima.jp/investment/> ）

2 仕様

- (1) 業務名
「福島イノベーション・コースト構想企業立地コーディネート事業業務委託」
- (2) 委託費の上限
4, 500千円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- (3) 業務内容
別紙「福島イノベーション・コースト構想企業立地コーディネート事業業務委託」企画提案仕様書のとおり。

3 企画提案書

- (1) 企画提案書は、原則として事業者の特長を生かした自由提案とするが、以下①から⑦までについては最低限盛り込むこと。
なお、提案書は、日本工業規格A列4番、両面印刷20ページ以内とし、縦・横を問わない。
 - ①会社概要（第3号様式）
 - ②業務実施体制書及び担当者経歴書（第4号様式、第5号様式）
 - ③企画提案書の提案ポイント（第6号様式）
 - ④概算見積書※（原本1部、コピーを企画書に添付してください）
※ 積算根拠が明確になるよう具体的に記載し、企画提案した事業に必要な経費を全て計上すること。
 - ⑤委託業務実施工程表（任意様式）
 - ⑥本業務と同程度の規模の企業誘致に関して受託した事業（官民間わず）の実績一覧（任意様式）
 - ⑦暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第7号様式）
- (2) 提出部数は紙媒体6部（正本1部、副本5部）、電子媒体1部とする。
- (3) 企画提案書の提出に際しての留意事項
 - ①提出書類の作成、提出に要する費用は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行いません。
 - ②提出された企画提案書等は返還しません。
 - ③提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

4 契約予定者の選定

- (1) 選定方式
業務受託者の選定は、別途設置する「福島イノベーション・コースト構想企業立地コーディネート事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）」が行うも

のとする。

なお、提出状況によって審査のスケジュールが変更になる場合がある。

(2) 審査方法

前に提出を求める企画提案書に基づく、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れていると判断した提案者を契約予定者として決定する。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力等		50点
業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。	
スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	
業務実績	本委託と類似の業務の受注実績があるか。	
企画提案内容		50点
業務理解	本委託の目的や業務内容を理解しているか。	
企画性	提案されたコンセプトやアピールポイントは的確か。	
計画性	実現性が高い提案となっているか。	
獨創性	仕様書に記載されている内容以外に、当事業の効果を高める提案が組み込まれているか。	
業務経費	業務経費は適正であるか。	
合計		100点

(4) 結果通知

審査結果は後日書面によりプロポーザルに参加した提案者全てに通知する。

5 実施要領等の入手

実施要領及び参加表明書等の様式については、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下、「機構」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、機構の窓口又は郵送等での配布は行いません。

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構ホームページ

<https://fipo.or.jp/>

6 質問の受付

(1) 受付期限

令和5年3月20日（月）15時まで

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、機構担当宛に電子メールまたはFAXにより提出し、

送信後は併せて電話で機構担当宛に送信した旨をお知らせください。

なお、電話による質問受付は行いません。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、機構のホームページに公表します。なお、個別の回答は行いません。

(4) 回答期限

令和5年3月23日（木）17時まで

7 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和5年3月28日（火）17時まで

(2) 提出方法

参加表明書（第2号様式）を郵送、電子メールまたはFAXにて提出期限までに提出してください。なお、電子メールまたはFAXの送信後は電話で機構担当宛に送信した旨をお知らせください。

(3) その他

- ①参加表明書の提出が無い者の企画提案は受け付けません。
- ②参加者は、参加表明書（第2号様式）の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- ③参加者は、複数の企画提案を行うことはできません。
- ④参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出願います。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年3月31日（金）17時まで

(2) 提出書類

3の（1）から（3）に記載したとおり

(3) 提出方法

郵送または持参（持参の場合は事前に機構宛ご連絡ください。）なお、FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。

9 その他

- (1) 提出された書類等については、企画案の採用、不採用に関わらず返却しません。
- (2) 見積額は審査項目ではありませんが、審査の結果、上位2社が同点となった場合に

は低価格者を最優秀者として決定します。

- (3) 採用した企画提案内容を一部変更する場合があります。
- (4) 提出された書類等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (5) 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- (6) 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

10 主なスケジュール

令和5年3月14日（火）プロポーザル募集要領をホームページにより公告

〃	3月20日（月）15時まで	質問書の提出期限
〃	3月23日（木）17時まで	質問書への回答
〃	3月28日（火）17時まで	参加表明書の提出期限
〃	3月31日（金）17時まで	企画提案書等の提出期限
〃	4月6日（木）	審査会（プレゼンテーション）
〃	4月10日（月）予定	審査結果の通知
〃	4月13日（木）以降	仕様書の確認、見積書の提出、 契約締結

11 問合せおよび各種書類の提出先

〒960-8043 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

企業立地・農業参入支援課

電話 024-581-6880 FAX 024-581-6898

E-mail : kigyou-ritti@fipo.or.jp

12 参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしたものとします。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- ②福島県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- ③常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。

④その他、機構との協議に柔軟、真摯に対応できること。

13 不適格事項

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接または間接に求めた場合、その参加者を失格とします。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

- ①提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ②作成様式および記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- ③記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤虚偽の内容が記載されているもの
- ⑥委託費の上限を超過しているもの

14 契約手続き

本業務に関して最も優れた提案を行った者（契約予定者）と業務委託契約の締結交渉を行います。なお、この手続きに参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は、交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

15 注意事項

本業務は、令和5年度予算の成立を前提としており、事業実施には、県からの委託契約の締結、再委託に伴う県の承認及び当該予算の当機構理事会での可決・成立が必要となりますので予めご了承ください。

以上